

これまでの年末調整では…



従業員

手書きで作成…

勤務先(給与担当者)



勤務先(給与担当者)

控除証明書等データ 利用で自動計算

給与システム等に取り込み、 自動チェック、年税額計算

これまでの年末調整は、一連の手続きを書面で行っていました。この一連の手続きが電子化される と、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェア や国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(通称「年調ソフト」)にインポートする ことで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。 ※「年調ソフト」…国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調 ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。



■電子化のメリットとは?

従業員のメリット

- ★控除額等の記入・手計算が不要
- ★控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ★勤務先からの問合せが減少

勤務先のメリット(給与担当者)

- ★保険料控除等の控除額の検算が不要
- ★控除証明書等のチェック事務が削減
- (従業員が控除証明書等データを利用した場合)
- ★従業員からの問合せが減少
- ★年末調整関係書類の保管コストの削減

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等 データについては、保険会社等のウェブサイトから入手す る方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得すること ができます(マイナポータル連携)。詳しくは国税庁 ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」 (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/ mynapo.htm)をご覧ください。

お問い合わせ 那覇税務署 (867-3101



あなたの税金が町を動かしています

■納期を守ることの意味

税はみなさまの生活に欠かすことのできない公共サー ビスや、公共施設の維持管理などに必要な財源の中心とな る大切なものです。

特に、国から地方へ「税源移譲」が行われた平成19年度 以降は、みなさまの納めた税金が直接町の財源に影響す る仕組みに変わっています。

しかも、みなさまの滞納が増えると、国からの財政支援が 削減される制度であるため、滞納は町の財政に大きな打撃 を与えます。

また、滞納している方に対して督促状や催告書を送った り、滞納整理を行うなど、滞納があればあるほど経費に余分 な税金が使われてしまいます。

与那原町は小さな町。みなさまの力で支えて成り立って いる町です。税は公平に負担しなければなりません。そこ で、滞納している方へは最終的に差押えや財産調査などの 滞納処分を行うという厳しい態度で臨まざるを得ないので す。このような最終手段が取られないよう、税金は必ず納期 内での自主納付をお願いします。

滞納処分の流れ

滞納処分が行われると、大切な財産が差押えを受けたり、公売にかけられて失われるばかりでなく、 以下の図にみられるよう、手続きに余分な税金が使われます。滞納処分を受ける前に、ぜひ税務課へご連絡を。



納税と滞納処分 についての Q&Aはこちらから



町ホームページ

滞納処分状況の推移

			令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
差押件数(件)	不動産		0	2	3	4
	賃	料	0	0	0	0
	預	金	54	114	169	84
	給	与	3	13	7	10
	その) 他	0	5	5	2
不動産公売			0	0	0	0
捜		索	0	1	0	0
調査件数(件)	預	金	7,231	11,495	9,345	14,613
	給	与	73	80	91	31
	年	金	2	1	1	0
	出資	金	0	0	0	0
	賃	料	0	0	0	0
	保険	金	6	0	0	0
	売掛	金	0	0	0	0

沖縄県税務職員が町の 税務職員を併任します

沖縄県税務職員が与那原町税務職員の身分 を併せ持ち、個人住民税の徴収や滞納整理業 務の相談や支援を行います。

6月18日に那覇県税事務所職員4名へ町長 から辞令が交付されました。

任期は令和8年3月末までで、その間町税 務職員を支援します。



町税務職員を併任する那覇県税事務所職員(写真左から) 島袋さん・宮城さん・川武さん・諸見里さん

お問い合わせ 税務課 1.945-4477